

医療機関等との関係における 透明性ガイドライン

ノバルティス ファーマ株式会社
2011年5月20日 策定
2013年4月1日 改定
2015年7月10日 改定
2017年4月1日 改定

I. 目的

ノバルティス ファーマ株式会社（以下、ノバルティス ファーマ）は、すべての医療関係者との間において行う活動の透明性を確保することにより、医学・薬学をはじめとするヘルスケア産業の発展へ寄与することが可能であり、また患者さんへの最善な医療が提供できると確信しております。

このガイドラインは、製薬協の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に準拠し、ノバルティス ファーマと医療機関等との交流に関する透明性の指針を明確にし、良好な関係を構築することを目的として、お互いの独立性と透明性を確保するために制定します。

II. 行動基準

ノバルティス ファーマの行うあらゆる活動は、Novartis Pharma Principles & Practices for Professionals（医療関係者等への対応に関する方針と実践）、業界自主基準等（製薬協医療用医薬品プロモーションコード・公正競争規約等）および関連法規に則り、医療機関等との関係の透明性を確保する必要があると考えています。

III. 公開方法・公開時期

公開は前年度分の資金提供について、ノバルティス ファーマの決算終了後に、ウェブサイトを通じて行います。ただし、IV. 公開対象の「A. 研究費開発費等」については、2015年度分までは「年間の総額」のみを翌年度公開し、2016年度分からは「年間の総額」および2016年度以降の新規契約による支払分をIV. 公開対象に示した内容で2017年度より公開します。

IV. 公開対象

公開する対象は、「A. 研究費開発費等」、「B. 学術研究助成費」、「C. 原稿執筆料等」、「D. 情報提供関連費」、「E. その他の費用」とし、その公開内容は下記の通りとします。なお、公開内容には、国内グループ会社のアルコン ファーマ株式会社（以下、アルコン ファーマ）が支払った費用が含まれます。但し、アルコン ファーマが支払った費用の提供先、支払先ごとの公開は、アルコン ファーマのウェブサイトを通じて行います。

A. 研究費開発費等

研究費開発費等にはGCP省令等の公的規制のもとで実施されている臨床試験、新薬開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPSP省令、GVP省令などの公的規制のもとに実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれます。

- 共同研究費（臨床）^(注1) : 提供先施設等の名称^(注3) 件数 金額
（臨床以外）^(注2) : 年間の件数・総額、提供先施設等の名称^(注3)

- ・ 委託研究費（臨床）（注1）：提供先施設等の名称（注3） 件数 金額
（臨床以外）（注2）：年間の件数・総額、提供先施設等の名称（注3）
- ・ 臨床試験費（治験）：提供先施設等の名称（注3） 件数 金額
- ・ 製造販売後臨床試験費：提供先施設等の名称（注3） 件数 金額
- ・ 副作用・感染症症例報告費：提供先施設等の名称（注3） 件数 金額
- ・ 製造販売後調査費：提供先施設等の名称（注3） 件数 金額
- ・ その他の費用：年間の総額

（注1）臨床：第Ⅰ相以降の臨床研究にかかる費用

（注2）臨床以外：第Ⅰ相以降の臨床研究以外の費用

（注3）「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開します

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費用が含まれます。

- ・ 奨学寄附金：寄附先ごと 寄附先施設名 科・教室・講座名等 件数 金額
- ・ 一般寄附金：寄附先ごと 寄附先施設名、団体名 件数 金額
- ・ 学会寄附金：学会名(回数、総会・地方会・研究会等) 金額
- ・ 学会共催費：学会名（セミナー、ランチョンセミナー等） 金額

C. 原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用が含まれます。

- ・ 謝金（講演会、研究会等における講演・座長・役割者等）：支払先ごと※
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 金額
- ・ 原稿執筆料・監修料：支払先ごと※
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 金額
- ・ コンサルティング等業務委託費：支払先ごと※
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 金額

※支払先が、業務委託先個人ではなく、法人である場合は、法人に支払った旨が分かるよう公開します。公開方法は、弊社基準に基づきます。

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、研究会、説明会等の費用等が含まれます。

- ・ 講演会（研究会）費：年間の件数 金額
- ・ 説明会費：年間の件数 金額
- ・ 医学・薬学関連文献等提供費：年間総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等費用等が含まれます。

- ・ 接遇等費用：年間総額

以上